

令和4年度予算編成方針

令和3年10月

総務部財政課

財 号 外
令和3年10月25日

各 部 等 の 長 様

総 務 部 長

令和4年度の予算編成について（通知）

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染状況は、依然として予断を許さないが、ワクチン接種の進展により、8月後半以降感染者数に大幅な減少が見られ、一応の落ち着きを見せつつある。

感染症による社会経済への影響は多大なものがあり、令和2年度の我が国の経済は、GDPが名目で3.9パーセント、実質で4.6パーセントの減少と、過去に例を見ないほどの落ち込みとなった。一方で、今後の経済見通しについては、海外経済の回復を背景とした輸出の増加や、企業の設備投資の増加基調などから、景気の緩やかな持ち直しが続くことが期待されている。

こうした中、国では、予算の迅速かつ適切な執行を図るとするとともに、感染状況や経済的影響を注視し、状況に応じた予備費の活用による臨機応変な対策を実施するとともに、自律的な経済成長に向けて躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていくとしている。

本市は、これまで行財政改革等の推進及び堅実な財政運営により、健全財政を堅持してきた。しかしながら、令和4年度の歳入については、国の経済見通しではコロナ前の水準におおむね回復するものと想定されていることから、本市の税収等についても同様に推移すると考えられるものの、歳出については、保育や医療・介護給付等の社会保障関係経費の増大が恒常的な歳出増加の要因となり、財政運営は厳しさを増していくものと想定される。

これらを踏まえ、令和4年度予算は、第七次天童市総合計画後期計画の推進を支える礎として健全財政を確保するとともに、緊急度や優先度に応じた事業の取捨選択を基本にしつつ、各種施策の推進を図ることで、本市の堅実な市政運営を目指すものとする。

以上の考え方を踏まえた上で、以下の基本方針に沿って予算編成を行うこととする。

この旨、命によって通知する。

記

1 重点事項

(1) 継続的・計画的な施策の推進

事業の継続性、計画性を確保する観点から、第七次天童市総合計画後期計画における施策の方向性について十分に留意し、3か年実施計画に計上した事業についてのみ予算要求すること。

新規及び拡充事業については、事業の必要性・緊急性、成果見込み等の検証を多方面から行うとともに、十分に精査した制度設計のもとに予算要求すること。政策課題検討会議や3か年実施計画での整理が不十分な事業の予算要求は認めないこと。

(2) シーリング等に基づく予算要求

歳出においては、シーリング対象とする経費（需用費、役務費）について、前年度当初予算額以内の額を要求すること。これが達成されていない予算要求は、原則、認めないこと。

(3) 中長期的視点に立った財政運営と予算編成

財政計画を踏まえ、持続可能な自治体経営に向け、複数年度の財政運営を見越した予算編成とすること。

起債等については、後年度への過度な財政負担とならないよう、地方交付税措置等財政支援が講じられる起債の活用を努めること。

(4) 感染症対策の推進

感染症については、ワクチン接種の進展により感染状況に落ち着きが見られるが、依然として予断を許さない状況である。令和4年度においても感染が続くものとして感染拡大防止、感染が発生した場合の対応に必要な予算について漏れなく要求すること。感染症対策のためにかかり増しする経費についてはシーリングの対象外とする。収束後の市内経済活動の回復及び活性化に向けた取組について十分な検討を行い、予算要求を行うこと。

(5) 施設の長寿命化の推進

市庁舎をはじめとした公共施設は、多くが築後40年を経過し、今後、これらの施設の維持管理と建替えに伴う更新費をいかに抑制していくかが課題となっている。よって、公共施設等総合管理計画及び個別施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改修を行うことにより使用年限の延長を図るとともに、適正な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を目指すものとする。令和4年度以降、5か年程度を公共施設の長寿命化に向けた集中取組期間と位置づけ、長寿命化改修等を行っていくものとし、事業実施に向けた検討と適切な予算要求を行うこと。

2 歳入関係

(1) 市税等の確保

市税は財政の根幹を担う非常に重要な財源であることから、市税などの収入については、引き続き徴収の努力を行い、収納率のより一層の向上を図ること。また、その積算にあたっては、正確性を期すこと。

(2) 国庫補助金等の特定財源の確保

自らの事業は自らが財源確保する（ペイ・アズ・ユー・ゴー）という意識のもと、安易に一般財源に頼ることなく、国・県の補助金等広く情報を収集し、可能な限り取り入れるなど、起債を除く特定財源の確保に努めること。

(3) 基金の活用

交通安全基金及び教育振興基金等の特定目的基金については、その設置の目的に合致し、適切と認める事業の財源として、その活用を図ること。

3 歳出関係

(1) 費用対効果の高い予算編成

新規、継続を問わず、安易に前年を踏襲することなく、事業の目的を達成するために、地方自治法で定めるとおり「最少の経費で最大の効果」を生む方法であるかを十分に検討すること。

また、市民にその必要性と効果を説明できるものとなっているかをあらためて検証すること。

(2) 経費節減に向けた事務事業の見直し

個々の事務事業について、新規・継続を問わず、既成概念にとらわれない見直しと徹底した経費節減を行うこと。

3か年実施計画における優先度の低い事業及び今後の成果・効果が見込めない事務事業については、廃止や中止も視野に入れた検討を踏まえること。

(3) 投資的事業の見直し

普通建設事業費については、新規・継続を問わず、徹底した経費節減は当然ながら、3か年実施計画への計上をもって安易に予算要求することなく、後年度に向けた平準化や事業の縮小等の見直しを行ったうえで予算要求すること。

特に、起債以外の特定財源のない事業については、廃止も視野に入れた見直しを行ったうえで予算要求すること。

4 個別事項

(1) 社会保障関係経費の増加への適切な対応

市民のセーフティーネットを維持するための社会保障関係経費については、過去3年以上の決算額を踏まえ、過大な予算要求とならないよう、必要額を適切に見積ること。

(2) ふるさと納税の推進

地方創生に取り組む自治体の支援としても期待されているふるさと納税制度については、他自治体での取組や地方財政上での取扱に注意しつつ、着実な推進を図ること。

(3) 特別会計及び公営企業会計における合理化・効率化の徹底

特別会計及び公営企業会計についても一般会計に準じた予算編成とすること。独立採算の原則に基づき、受益者負担の適正化に取り組むとともに、これまで以上の経営の合理化・効率化や経費節減に努め、収支の均衡を図ること。

特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくものとし、これによらない繰出し・繰入れは原則行わないこと。なお、例外的に内部ルール等に伴い国の繰出基準外の繰出しを行う場合は、徹底した経費節減と歳入確保が具体的に行われているものであること。

5 全般的事項

(1) 市民の声の反映

まちづくり懇談会、市民満足度・重要度アンケート調査、議会要望等を予算編成に活かし、行政の役割、費用対効果等を踏まえたうえで、市民ニーズに即した予算編成とすること。

(2) 部等内での意思決定等

各部等内での意思決定を経たうえで予算要求を行うこと。

複数の部課等に関係する事業については、関係部課等間での協議・調整を行うこと。

(3) 総計予算主義の原則の遵守

予算要求は、年間を通じて予定される全ての収入・支出を、もれなく見積ること。安易に補正予算を前提にした予算要求は行わないこと。

(4) 適切な予算見積りの徹底

歳入・歳出とも過大な見積りは厳に慎み、事業ごとに十分に精査を行い、積算根拠を明確にすること。

(5) 国・県の動向の適切な把握

税制改正や補助金・交付金に限らず、本市に影響を及ぼすものについては、国の各省庁や県の動向、制度改正等に関する情報の収集と的確な把握を行い、適切に予算要求に反映させること。